

議案第 8 1 号

北本市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める
条例の一部改正について

北本市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の
一部を次のように改正する。

平成 2 8 年 1 1 月 2 8 日 提出

北本市長 現王園 孝 昭

北本市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条
例の一部を改正する条例

北本市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例
(平成 2 6 年条例第 1 8 号) の一部を次のように改正する。

第 2 8 条第 7 号イの表 4 階以上の階の部避難用の項及び第 4 3 条第 8
号イの表 4 階以上の階の部避難用の項中「外気に向かって開くことので
きる窓若しくは排煙設備（同条第 3 項第 1 号に規定する国土交通大臣が
定めた構造方法を用いるものその他有効に排煙することができると認め
られるものに限る。）を有する付室」を「付室（階段室が同条第 3 項第
2 号に規定する構造を有する場合を除き、同号に規定する構造を有する
ものに限る。）」に、「同条第 3 項第 2 号、第 3 号及び第 9 号」を「同
条第 3 項第 3 号、第 4 号及び第 1 0 号」に改める。

附則第 3 条中「第 6 条第 1 項本文」を「第 6 条本文」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。